（令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由）

第五十八条　令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

［一～三　略］

四　災害その他緊急やむを得ない場合としてこども家庭庁長官が定める場合に該当し、保育の提供がなされないこと

附　則

（特定市町村の要件）

第八条　法附則第十四条第一項の内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　前年度の四月一日以降において、特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）、特定地域型保育事業又は特例保育を行う施設（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）の利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（法第十九条第二号又は第三号に係る認定の申請をしたものに限る。以下この条において「保育認定保護者」という。）の当該申込みに係る児童のうちに特定教育・保育施設等を利用していないもの（保育認定保護者が利用を希望する特定教育・保育施設等を利用できることその他の特別な事情があると認められるものを除く。）があること。

二　［略］

（協議会）

第十条　法附則第十四条第四項の規定に基づき都道府県が組織する協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる者をもって構成する。

［一・二　略］

［2・3　略］

4　都道府県知事は、協議会を組織したときは、次の各号に掲げる事項をこども家庭庁長官に届け出るものとする。

［一～三　略］

5　こども家庭庁長官は、前項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を文部科学大臣に通知するものとする。

6　［略］

別表第一（第五十条、第五十二条関係）

［一～三　略］

四　教育・保育等の内容に関する事項

［イ・ロ　略］

ハ　異なる年齢の乳幼児を集団で保育する場合における個々の乳幼児の発育及び発達の過程等に応じた適切な支援及び満三歳以上の幼児を保育する場合における集団保育の提供のための配慮等（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業として行われる保育を行う事業者に限る。）

［ニ～リ　略］

［五・六　略］

（令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由）

第五十八条　令第二十四条第二項の内閣府令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

［一～三　同上］

四　災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされないこと

附　則

（特定市町村の要件）

第八条　法附則第十四条第一項の内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　前年度の四月一日以降において、特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）、特定地域型保育事業又は特例保育を行う施設（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）の利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（法第十九条第一項第二号又は第三号に係る認定の申請をしたものに限る。以下この条において「保育認定保護者」という。）の当該申込みに係る児童のうちに特定教育・保育施設等を利用していないもの（保育認定保護者が利用を希望する特定教育・保育施設等を利用できることその他の特別な事情があると認められるものを除く。）があること。

二　［同上］

（協議会）

第十条　法附則第十四条第四項の規定に基づき都道府県が組織する協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる者をもって構成する。

［一・二　同上］

［2・3　同上］

4　都道府県知事は、協議会を組織したときは、次の各号に掲げる事項を内閣総理大臣に届け出るものとする。

［一～三　同上］

5　内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受けたときは、当該届出の内容を文部科学大臣及び厚生労働大臣に通知するものとする。

6　［同上］

別表第一（第五十条、第五十二条関係）

［一～三　同上］

四　教育・保育等の内容に関する事項

［イ・ロ　同上］

ハ　異なる年齢の乳幼児を集団で保育する場合における個々の乳幼児の発育及び発達の過程等に応じた適切な支援及び満三歳以上の幼児を保育する場合における集団保育の提供のための配慮等（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の四に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業として行われる保育を行う事業者に限る。）

［ニ～リ　同上］

［五・六　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。